



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

豊満地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

法人 5 経営体

個人 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者6名が借り受け集約化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東円堂地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

法人	3 経営体
個人	2 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者5名が借り受け集約化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

目加田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

法人 2 経営体

個人 10 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者6名、個人農家6名が借り受け集約化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

深草地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

法人	なし
個人	1 経営体
集落営農	1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の集落営農1名、認定農業者1名が借り受け集約化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西出地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 なし

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者1名が借り受け集約化していく。



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

愛荘町長 有村 国知



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

常安寺地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 なし

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

当該区域には、担い手は十分確保されている。

5. 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地所有者は、原則として中間管理機構へ貸し付け、集落の中心経営体の認定農業者1名が借り受け集約化していく。